

令和 4 年

# 三重県議会定例会会議録

( 11 月 25 日 )  
( 第 27 号 )

第  
27  
号

11  
月  
25  
日



令和 4 年

# 三重県議会定例会会議録

## 第 27 号

○令和 4 年 11 月 25 日（金曜日）

---

### 議事日程（第 27 号）

令和 4 年 11 月 25 日（金） 午前 10 時開議

第 1 議提議案第 6 号

〔提案説明〕

第 2 議案第 163 号

〔提案説明〕

第 3 議案第 116 号から議案第 163 号まで並びに議提議案第 5 号及び議提議案第 6 号

〔質疑、委員会付託〕

---

### 会議に付した事件

日程第 1 議提議案第 6 号

日程第 2 議案第 163 号

日程第 3 議案第 116 号から議案第 163 号まで並びに議提議案第 5 号及び議提議案第 6 号

---

### 会議に出欠席の議員氏名

出席議員 48 名

|   |   |   |   |     |
|---|---|---|---|-----|
| 1 | 番 | 川 | 口 | 円   |
| 2 | 番 | 喜 | 田 | 健 児 |
| 3 | 番 | 中 | 瀬 | 信 之 |

|    |   |     |     |
|----|---|-----|-----|
| 4  | 番 | 平 畑 | 武   |
| 5  | 番 | 石 垣 | 智 矢 |
| 6  | 番 | 小 林 | 貴 虎 |
| 7  | 番 | 山 崎 | 博   |
| 8  | 番 | 中瀬古 | 初 美 |
| 9  | 番 | 廣   | 耕太郎 |
| 10 | 番 | 下 野 | 幸 助 |
| 11 | 番 | 田 中 | 智 也 |
| 12 | 番 | 藤 根 | 正 典 |
| 13 | 番 | 小 島 | 智 子 |
| 14 | 番 | 野 村 | 保 夫 |
| 15 | 番 | 木 津 | 直 樹 |
| 16 | 番 | 田 中 | 祐 治 |
| 17 | 番 | 野 口 | 正   |
| 18 | 番 | 倉 本 | 崇 弘 |
| 19 | 番 | 山 内 | 道 明 |
| 20 | 番 | 山 本 | 里 香 |
| 21 | 番 | 稻 森 | 稔 尚 |
| 22 | 番 | 濱 井 | 初 男 |
| 23 | 番 | 森 野 | 真 治 |
| 24 | 番 | 津 村 | 衛   |
| 25 | 番 | 杉 本 | 熊 野 |
| 26 | 番 | 藤 田 | 宜 三 |
| 27 | 番 | 稻 垣 | 昭 義 |
| 28 | 番 | 石 田 | 成 生 |
| 29 | 番 | 村 林 | 聰   |
| 30 | 番 | 小 林 | 正 人 |
| 31 | 番 | 服 部 | 富 男 |

|      |    |    |    |
|------|----|----|----|
| 32   | 番  | 谷川 | 孝栄 |
| 33   | 番  | 東  | 豊  |
| 34   | 番  | 長田 | 隆尚 |
| 36   | 番  | 今井 | 智広 |
| 37   | 番  | 日沖 | 正信 |
| 38   | 番  | 舟橋 | 裕幸 |
| 39   | 番  | 三谷 | 哲央 |
| 40   | 番  | 中村 | 進一 |
| 41   | 番  | 津田 | 健児 |
| 42   | 番  | 中嶋 | 年規 |
| 43   | 番  | 青木 | 謙順 |
| 44   | 番  | 中森 | 博文 |
| 45   | 番  | 前野 | 和美 |
| 46   | 番  | 山本 | 教和 |
| 47   | 番  | 西場 | 信行 |
| 48   | 番  | 中川 | 正美 |
| 49   | 番  | 舘  | 直人 |
| 欠席議員 | 1名 |    |    |
| 35   | 番  | 奥野 | 英介 |

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

|                |      |
|----------------|------|
| 事務局長           | 坂三雅人 |
| 書記（事務局次長）      | 畑中一宝 |
| 書記（議事課長）       | 前川幸則 |
| 書記（企画法務課長）     | 小野明子 |
| 書記（議事課課長補佐兼班長） | 佐竹宴  |
| 書記（議事課主幹）      | 櫻井彰  |
| 書記（議事課主査）      | 辻昌平  |

会議に出席した説明員の職氏名

|                |         |
|----------------|---------|
| 知 事            | 一 見 勝 之 |
| 副 知 事          | 廣 田 恵 子 |
| 副 知 事          | 服 部 浩   |
| 危機管理統括監        | 日 沖 正 人 |
| 防災対策部長         | 山 本 英 樹 |
| 戦略企画部長         | 安 井 晃   |
| 総 務 部 長        | 高 間 伸 夫 |
| 医療保健部長         | 中 尾 洋 一 |
| 子ども・福祉部長       | 中 村 徳 久 |
| 環境生活部長         | 中 野 敦 子 |
| 地域連携部長         | 後 田 和 也 |
| 農林水産部長         | 更 屋 英 洋 |
| 雇用経済部長         | 野 呂 幸 利 |
| 県土整備部長         | 若 尾 将 徳 |
| 最高デジタル責任者      | 田 中 淳 一 |
| デジタル社会推進局長     | 三 宅 恒 之 |
| 医療保健部理事        | 小 倉 康 彦 |
| 環境生活部廃棄物対策局長   | 小見山 幸 弘 |
| 地域連携部スポーツ推進局長  | 山 川 晴 久 |
| 地域連携部南部地域活性化局長 | 下 田 二 一 |
| 雇用経済部観光局長      | 増 田 行 信 |
| 県土整備部理事        | 佐 竹 元 宏 |
| 企 業 庁 長        | 山 口 武 美 |
| 病院事業庁長         | 長 崎 敬 之 |
| 会計管理者兼出納局長     | 佐 脇 優 子 |

教 育 長

木 平 芳 定

公安委員会委員  
警 察 本 部 長

村 田 典 子  
佐 野 朋 毅

代表監査委員  
監査委員事務局長

伊 藤 隆  
紀 平 益 美

人事委員会委員

北 岡 寛 之

選挙管理委員会委員長

中 西 正 洋

労働委員会事務局長

中 西 秀 行

---

午前10時0分開議

## 開 議

○議長（前野和美） ただいまから本日の会議を開きます。

## 諸 報 告

○議長（前野和美） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

議提議案第6号並びに議案第163号が提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、さきに提出されました議案第161号及び議案第162号について、地方公務員法第5条の規定により人事委員会の意見を求めましたところ、お手元に配付の文書のとおり意見が提出されましたので、御覧おき願います。

次に、11月21日までに受理いたしました請願7件は、お手元に配付の文書

表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしますので、御了承願います。

以上で報告を終わります。

---

## 提出議案件名

議案第163号 令和4年度三重県一般会計補正予算（第7号）

議提議案第6号 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

---

議提議案第6号

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例  
の一部を改正する条例案

右提出する。

令和4年11月25日

|     |       |
|-----|-------|
| 提出者 | 津村 衛  |
|     | 小林 正人 |
|     | 長田 隆尚 |
|     | 舟橋 裕幸 |
|     | 三谷 哲央 |
|     | 中森 博文 |

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部  
を改正する条例

第一条 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭  
和三十一年三重県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示  
すように改正する。



| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>第九条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合には百分の百六十二・五、十二月に支給する場合には<u>百分の百六十七・五</u>を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p> | <p>第九条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合には百分の百六十二・五、十二月に支給する場合には<u>百分の百六十二・五</u>を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p> |

第二条 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>第九条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合には百分の百六十五、十二月に支給する場合には<u>百分の百六十五</u>を乗じて得た額に、一般</p> | <p>第九条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合には百分の百六十二・五、十二月に支給する場合には<u>百分の百六十七・五</u>を乗じて得た額</p> |

|                                      |  |
|--------------------------------------|--|
| 職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。 | に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。 |
| 3 (略)                                | 3 (略)                                    |

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第九条第二項の規定（次項において「新条例の規定」という。）は、令和四年十二月の期末手当から適用する。  
(期末手当の内払)
- 3 第一条の規定による改正前の三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第九条第二項の規定に基づいて令和四年十二月に支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

一般職に属する職員の勤勉手当の支給割合の改正等を考慮し、三重県議会議員の期末手当の支給割合の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

人委第 168 号

令和4年11月24日

三重県議会議長 様

三重県人事委員会委員長

地方公務員法第5条第2項の規定による条例案に対する意見について

令和4年11月21日付け三議第183号で求められました下記の議案に対する本委員会の意見は別紙のとおりです。

## 記

議案第161号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

議案第162号 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

## 別紙

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案及び公立学校  
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案に対する人事委  
員会の意見

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案及び公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、本委員会が令和4年10月12日に行った職員の給与に関する勧告に基づき、職員の給与について所要の改正を行うものであり、適当と認めます。

## 請願文書表

### (新規分)

総務地域連携デジタル社会推進常任委員会関係

| 受理番号    | 件名及び要旨                              | 提出者・紹介議員                             | 提出された定例会・会議 |
|---------|-------------------------------------|--------------------------------------|-------------|
| 請<br>51 | (件名)<br>国に対し、消費税率5%への引き下げを求めることについて | 津市中河原2055<br>三重県商工団体連合会<br>代表者 山口 謙治 | 4年・11月      |

|                 |  |  |               |
|-----------------|--|--|---------------|
|                 | <p>(請願趣旨)</p> <p>ロシアによるウクライナへの軍事侵攻によって、穀物やエネルギー需要の逼迫がヨーロッパを始め世界中に影響を及ぼしている。</p> <p>一刻も早く戦争が終結することを望む。</p> <p>世界の国々でも経済の停滞と物価上昇に喘いでいる。世界では、97の国と地域で付加価値税の減税を行っている。(2022年9月8日現在)</p> <p>日本において、消費者物価の上昇や原材料価格の高騰で、三重県民生活や事業継続の困窮が続いている。</p> <p>円安にも歯止めがかからず、これからも値上げが続くと予測される。</p> <p>消費税は、付加価値に課税する仕組みになっている。企業も生き残るために正社員(給料)を減らし、派遣社員や外注に切り替えていくことは明らかである。</p> <p>日銀も金利を上げられない状況であるので、更なる円安が進むはずである。</p> <p>ただちに消費税率を引き下げて5%に戻すことが必要である。</p> <p>以上の趣旨から下記事項について請願する。</p> <p>(請願事項)</p> <p>一、消費税率5%への引き下げを求める意見書を政府に対して送付していただくこと。</p> | <p>(紹介議員)</p> <p>山本里香<br/>稲森稔尚</p>   |               |
| <p>請<br/>52</p> | <p>(件名)</p> <p>国に対し、インボイス制度(適格請求書保存方式)の中止・延期を求めることについて</p> <p>(請願趣旨)</p> <p>来年10月からインボイス制度(適格請求者等保存方式)が実施されようとしている。インボイス制度は、約1000万といわれる小規模事業者やフリーランスに「新たな消費税負担」の増加に繋がりが、コロナ禍から再起しようとする事業者の重い足かせとなる。</p> <p>年収が1000万円未満の事業者には、俳優、芸人、作家、イラストレーター、webデザイナー、ハンドメイド作家、プロスポーツ選手、インストラクター、など、若い世代の人たちが憧れ、夢や希望を持つ職種がたくさんある。</p> <p>例えば、年収300万円のアニメーターの場合、消費税は約13万円の納税となり、国保・所得税・</p>   | <p>津市中河原2055<br/>三重県商工団体連合会<br/>代表者 山口 謙治</p> <p>(紹介議員)</p> <p>山本里香<br/>稲森稔尚</p> | <p>4年・11月</p> |

|  |   |  |  |
|--|---|--|--|
|  | <p>住民税・国民年金などを払うと、手元には約175万しか残らない。これでは満足な生活を送れるはずがない、夢を追いかけられることも諦めざるを得ないのが現実である。</p> <p>三重県内で、農林水産業・観光業・地場産業関連業者の多くが免税事業者である。</p> <p>免税業者に対して、取引先や元請業者からインボイスの登録を迫られた場合にイヤとは言えない。登録しなければ、売上から消費税分を引かれたり、取り引きから排除されれば、その後は廃業に繋がって行く。</p> <p>インボイス制度の実施にあたって、全国の自治体から、シルバー人材センターの消費税負担増に対して、国による検討を求める意見書が上がっている。</p> <p>社団法人日本出版社協議会、公益社団法人日本漫画家協会、一般社団法人日本アニメーター・演出協会、一般社団法人日本SF作家クラブなどが反対声明を出している。</p> <p>インボイス制度を実施しても、経済が好転する条件がないのが現状である。</p> <p>インボイス制度実施の中止・延期を強く求める。以上の趣旨から下記事項について請願する。</p> <p>(請願事項)</p> <p>一、インボイス制度の実施中止・延期を求める意見書を政府に送付していただくこと。</p> |  |  |
|--|---|--|--|

### 環境生活農林水産常任委員会関係

| 受理番号 | 件名及び要旨  | 提出者・紹介議員   | 提出された定例会・会議 |
|------|---|--|-------------|
| 請53  | <p>(件名)</p> <p>旧統一協会・勝共連合と政治家との癒着究明・被害者救済を求める意見書を求めることについて</p> <p>(請願趣旨)</p> <p>安倍晋三元首相への銃撃事件を機に、政権党や議員と旧統一協会(世界平和統一家庭連合)の癒着が表面化し、大きな社会問題になっている。</p> <p>旧統一協会は、多額の献金の強要、洗脳、靈感商法、集団結婚式などの多くの問題を引き起こし、多数の被害者を生み出してきた反社会的カルト集団である。</p> | <p>津市寿町7-50<br/>平和・民主・革新の日本をめざす三重の会(略称・三重県革新懇)</p> <p>代表世話人<br/>大野 章</p> <p>(紹介議員)<br/>山本里香<br/>稲森稔尚</p> | 4年・11月      |

全国靈感商法対策弁護士連絡会（全弁連）によれば、旧統一協会が「コンプライアンスを徹底した」と主張する2009年以降も被害は続出し、2016年までに64件の相談と金額で7億9150万円に上る被害が報告されている。

さらに、法務省は旧統一協会によるとされる被害に関する相談が9月5日から22日までで1317件あり、10月以降も相談窓口を延長している。

いまでも多くの被害を発生させているにもかかわらず、政治家が旧統一協会と接点を持ち、関連団体のイベントに出席したり祝電を送ったりしたことが相次いで明らかになっている。さらに、イベント名を「ピースロード」や「留学生日本語弁論三重県大会」などと称し、地方ごとの実行委員会に地元選出の国会・地方議員を取り込んで自治体に「後援」を申請することで、公益イベントであるかのような「お墨付き」を与える結果を生じさせてきた。

さらに勝共連合は旧統一協会会員を通じて反共謀略活動を展開し、国政や地方政治で選挙妨害や政治の反動化を進めてきた。

以上のことから、以下のような請願項目を求める意見書を関係者に提出することを求める。

1. 旧統一協会・勝共連合と政治家の癒着を究明し、関係を完全に断ち切ること。併せて、旧統一協会に対して解散命令を請求すること。
2. 専門家や民間団体と連携して、被害者の実態把握および被害者救済を早急にすすめること。
3. いわゆる「宗教2世」の当事者や親族などが継続して相談できる窓口を国が責任をもって設置すること。
4. 学生などが経験・情報不足などによって反社会的な活動に取り込まれることがないように、高等学校、大学などの教育機関による周知・啓発の実施を支援すること。

衆議院議長 細田博之 様  
参議院議長 尾辻秀久 様  
財務大臣 鈴木俊一 様  
厚生労働大臣 加藤勝信 様  
経済産業大臣 西村康稔 様  
内閣官房長官 松野博一 様

|   |   |   |               |
|---|---|---|---------------|
| <p style="text-align: center;">請<br/>54</p> | <p>(件名)<br/>私学助成について</p> <p>(請願要旨)</p> <p>(経常経費、施設整備等への補助について)</p> <p>1 公私間の教育費の保護者負担格差を解消するため、私学助成（経常経費、施設整備等）に係る国庫補助制度を堅持し助成額を増額するとともに、私立小・中・高校の経常的経費2分の1助成を早期に実現していただきたい。</p> <p>また、私立高校への県費の上乗せをさらに充実するとともに、私立小・中学校への県費の上乗せを実現していただきたい。</p> <p>(就学支援金制度について)</p> <p>2 公私間の保護者の授業料負担の格差を是正するため、私立小・中・高校の就学支援金について、国庫補助のさらなる充実と県費による上積み助成を実現していただきたい。</p> <p>特に、私立高校については、家庭の経済状況にかかわらず、子どもたちが本当に進学したい学校を選択できるよう、世帯の年収制限を緩和し、公立高校のように、年収約910万円未満の世帯まで授業料が実質無償化となるよう国庫補助の引き上げ、県費の上積み助成など支援の拡充を実現していただきたい。</p> <p>(請願理由)</p> <p>私学助成については平素から格別のご尽力を賜り、深く感謝申し上げます。</p> <p>子どもは、私学各校それぞれの建学の精神に基づく特色ある教育に魅かれ、私学に子どもたちを学ばせている。</p> <p>しかしながら、公私間の教育費負担の格差は極めて大きく、特に入学時納付金、授業料は、私学に学ばせることを望む保護者にとって高い障壁となっている。</p> <p>そのような中、私立高校生徒への就学支援金は、令和2年度から国の助成により、年収約590万円未満の世帯の授業料は実質無償化としていただいた。しかし、公立高校は、年収約910万円まで無償であり、私立では依然として学費を負担しているのが実情である。</p> <p>また、新型コロナウイルスの感染が収束をみない状況において、依然として社会への経済的影響</p> | <p>津市上浜町一丁目293番地の4<br/>三重県私立高等学校・中学校・小学校保護者会連合会<br/>会長 高瀬 一英<br/>ほか20名</p> <p>(紹介議員)</p> <p>川口 円<br/>石垣 智 矢<br/>中瀬古 初 美<br/>小島 智 子<br/>野村 保 夫<br/>野口 正<br/>倉本 崇 弘<br/>山内 道 明<br/>山本 里 香<br/>稲 森 稔 尚</p> | <p>4年・11月</p> |
|---|---|---|---------------|

|  |   |  |  |
|--|---|--|--|
|  | <p>は深刻化している。</p> <p>将来を担う子どもたちが、多様な教育方針の中から、安心して本当に進学したい学校を選択することができるような教育環境を、今後ますます整えていただきたいと切に願っている。</p> <p>これらのことをご理解いただき、私ども保護者が子どもを安心して私学に学ばせることができるよう特段のご理解とご高配をお願い申し上げます。</p> <p>以上、請願の趣旨について、貴議会において採択いただき、私学助成の充実を求める意見書を国会及び政府に対し提出していただきたく、また、小・中学校への県費の上乗せ、及び私立高校生徒への就学支援金の県費による支援の拡充を実現していただきたく、ここに請願する。</p> |  |  |
|--|---|--|--|

### 医療保健子ども福祉病院常任委員会関係

| 受理番号    | 件名及び要旨   | 提出者・紹介議員  | 提出された定例会・会議 |
|---------|--|---|-------------|
| 請<br>55 | <p>(件名)<br/>介護保険制度の改善を求めることについて</p> <p>(請願趣旨)<br/>介護保険は、「介護の社会化」を目指して公的保険制度としてスタートし22年が経過したが、制度見直しのたびに利用できる範囲と対象者が狭められ必要な時に必要な人が利用できない現状が広がっている。また、新型コロナ感染の拡大は、本人だけでなく、要介護者と家族への負担も増大させている。経済的にも、物価高が続く中、生活費に加え、介護保険の利用料だけでなく保険外の介護費用や医療費も重なり、さらに後期高齢者の医療費負担増も加わり、不安が増大するばかりである。現在行われている次期介護保険法改正の審議では、これまでも反対意見や慎重な意見があり、「引き続き検討を行うことが適当である」とされた項目が並んでいる。いずれも、利用者の負担増とサービスの利用制限につながるものである。この制度がこれ以上後退すれば、「制度」はあっても「介護サービス」が使えないものになってしまうことを危惧している。</p> <p>三重県議会として利用者本人と家族、介護事業に従事する人々の声に耳を傾け、介護保険制度が、利用することで生きる希望がわいたと言え</p> | <p>津市柳山津興1535-23<br/>三重県社会保障推進協議会<br/>会長 林 友信</p> <p>(紹介議員)<br/>山本里香<br/>稲森稔尚</p> | 4年・11月      |



|         |  |  |        |
|---------|--|--|--------|
|         | <p>る、また介護の仕事に生き甲斐がもてる制度にするために、以下の内容の意見書を採択し、国に提出していただくよう請願する。</p> <p>(請願項目)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 介護保険の自己負担を原則2割負担にしないこと</li> <li>2. 要介護1・2の訪問介護・通所介護を地域支援事業に移行しないこと</li> <li>3. ケアマネジメントの利用者負担導入(ケアプラン作成の有料化)をしないこと</li> <li>4. 介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院の多床室(相部屋)室料負担を新設しないこと</li> <li>5. 国の責任で介護福祉士・ホームヘルパー等の介護職員の待遇を抜本的に改善すること</li> <li>6. 介護保険財政への国庫負担割合を増やして保険料や利用料を引き下げること</li> <li>7. 新型コロナウイルス感染症対策の強化と必要な財政支援を行うこと</li> </ol>   |  |        |
| 請<br>56 | <p>(件名)</p> <p>知的障害者福祉法の改正及び障害者福祉施設職員の安定的な雇用に向けた必要な支援に係る意見書の提出を求めることについて</p> <p>(要旨)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)において、知的障害者の定義並びに療育手帳の名称及び交付等に関する規定を設けるよう、国に対して意見書を提出いただくよう請願する。</li> <li>2 障害者福祉施設の職員の待遇が改善され、また障害者福祉施設が安定的に職員を雇用できるようにするための必要な支援を国が行うよう、国に対して意見書を提出いただくよう請願する。</li> </ol> <p>(理由)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)には、それぞれ障害者の定義並びに障害者手帳の名称及び交付等に関する規定が定められているが、知的障害者福祉法においては、知的障害者の定義並びに療育手帳の名称及び交付等に関する規定が定められ</li> </ol> | <p>津市阿漕町津興205-2<br/>一般財団法人三重県<br/>知的障害者育成会<br/>理事長<br/>高鶴 かほる</p> <p>(紹介議員)</p> <p>川 口 円<br/>小 島 智 子<br/>山 内 道 明<br/>山 本 里 香<br/>稲 森 稔 尚</p> | 4年・11月 |

ていない。療育手帳の交付は発行主体である都道府県知事等の要綱に基づくが、それぞれの都道府県等で名称又は交付基準等に違いが生じている。このような各都道府県等で異なる運用がなされている現状では、知的障害者に対する不当な差別が行われていると言って過言ではなく、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の趣旨にも反していると思われる。

したがって、その実情に応じた知的障害者の定義並びに療育手帳の名称及び交付等に関する規定を定める法改正を国において行うことを、強く求める意見書の提出を要望する。

- 2 近年、障害者福祉施設では人手不足が慢性化しているが、現在の経営状況では、最低賃金の引上げ等といった賃金水準の上昇により、常勤職員として雇用していく上で十分な給与・労働条件を設定することが難しい。一方で、非常勤職員では、障害福祉に関し専門的知識を有する職員及び強度行動障害の方のために欠かせない男性職員の安定的な雇用も難しい。

また、障害者福祉施設には、人員配置基準が定められており、複数の非常勤職員を常勤換算することにより人員配置基準を満たすことは可能となっている。しかし、非常勤職員が増えると、経験の浅い非常勤職員が障害の程度が重い人を支援することになってしまい、その人に求められる必要最低限の介護・支援すらできなくなる懸念もある。

職員にとっては、家計を維持していくために一定程度以上の給与・労働条件が必要であることは言うまでもないが、小規模な障害者福祉施設においては、厳しい福祉予算による支援費・介護費のカットが続く状況で、職員へのこれ以上の賃金上昇・待遇改善を行うことは困難である。

したがって、障害者福祉施設の職員の待遇が改善され、また障害者福祉施設が安定的に職員を雇用できるようにするための必要な支援を国が行うことを、強く求める意見書の提出を要望する。

教育警察常任委員会関係

| 受理<br>番号 | 件 名 及 び 要 旨   | 提出者・紹介議員   | 提出された<br>定例会・会議 |
|----------|---|--|-----------------|
| 請<br>57  | <p>(件 名)<br/>教育機会確保法に基づいた不登校支援施策の充<br/>実を求めることについて</p> <p>(請願趣旨)<br/>今春、三重県は全国初のひきこもり支援に特化し<br/>た「三重県ひきこもり支援総合計画」を発表し<br/>た。この計画では、「誰もが社会から孤立するこ<br/>となく、ありのままの自分が認められ、いつも<br/>小休止でき、多様な生き方を選択し、希望をも<br/>って安心して暮らせる社会」を目指すことを宣<br/>言している。これは、私たちフリースクールが<br/>目指している「不登校が問題なのでなく、不<br/>登校を問題視する社会が問題であり、すべて<br/>の子どもが安心して育つ社会の実現」と合致<br/>する内容であると考える。</p> <p>そこで、今後は、三重県と多様な主体がさ<br/>らに連携し、公民の連携によって社会的課題<br/>である不登校支援を推進していきたいと強く<br/>願い、以下の項について請願する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 「みえ不登校支援ネットワーク」への財<br/>政支援について<br/>平成22年に立ち上げた文科省研究事業「み<br/>え不登校支援ネットワーク」は、今年で設<br/>立13年となった。しかし、研究事業であ<br/>った期間（平成22年～平成25年）終了後<br/>は、経費（事務局運営費、フォーラム開催<br/>費、不登校相談費用）は、民間機関であ<br/>るフリースクールが負担している。この経<br/>費に対して、三重県による財政支援を要<br/>望する。</p> <p>2. フリースクールを利用する保護者への家<br/>計支援について<br/>フリースクールには、いじめの被害者は<br/>じめ、学校で苦しい思いをして避難して<br/>きた子どもが多いのが実情である。フリ<br/>ースクールは子どもの命を守る居場所<br/>でもある。</p> <p>しかし、フリースクールを利用するには<br/>費用がかかり、子どもの命を守る居場所<br/>でもありながらフリースクールへ通え<br/>ない子どもがいる現状があ</p> | <p>津市広明町328番地<br/>津ビル1階<br/>認定特定非営利活動<br/>法人フリースクール<br/>三重シューレ<br/>理事長 石山 佳秀</p> <p>(紹介議員)<br/>川 口 円<br/>石 垣 智 矢<br/>山 崎 博<br/>中瀬古 初 美<br/>小 島 智 子<br/>野 村 保 夫<br/>野 口 正<br/>倉 本 崇 弘<br/>山 内 道 明<br/>山 本 里 香<br/>稲 森 稔 尚</p> | 4年・11月          |

|  |  |  |
|--|--|--|
| <p>る。これは大きな問題だと考える。</p> <p>教育機会確保法では、フリースクールへの財政支援に行政が取り組むことを課題としている。現在、このような家計支援については、草津市などの自治体で実施されており、実績も出てきている。三重県でも、是非、フリースクールを利用する保護者への家計支援を要望する。</p> <p>3. 学校が出席扱いとなるフリースクールへの財政支援について</p> <p>運営が財政的に厳しい状況のフリースクールが多い現状がある。継続的な運営ができるように、学校が出席扱いとなっているフリースクールに対する財政支援を要望する。</p> <p>4. 教育機会確保法及び文科省通知・報告書に基づいた不登校支援施策の策定について</p> <p>三重県及び各市町の不登校施策は、教育機会確保法及び文科省の報告書が反映されていない部分が多いと考える。不登校からの育ちは社会の課題であり、国の不登校支援の指針に基づいた施策が求められる。特に「不登校を問題視しない」「子どもの意志を尊重する」「休養の必要性を認める」「社会的自立を目指す」「多様な教育機会の確保」「フリースクールとの連携促進」等の内容を含んだ施策の策定を要望する。</p> <p>5. 「教育機会確保法」に基づくフリースクール等の情報提供について</p> <p>文科省が定めた教育機会確保法や不登校支援の指針となる報告書が教育関係者において十分に周知されていない。教職員やスクールカウンセラー等教育関係者への研修の充実を要望する。あわせて、教職員や保護者に対して、フリースクール等の学校外の居場所・学びの場に関する情報提供を要望する。</p> |  |  |
|--|--|--|

## 議 提 議 案 の 上 程

○議長（前野和美） 日程第1、議提議案第6号三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

## 提 案 説 明

○議長（前野和美） 提出者の説明を求めます。30番 小林正人議員。

〔30番 小林正人議員登壇・拍手〕

○30番（小林正人） ただいま議題となりました議提議案につきまして、提出者を代表いたしまして提案説明申し上げます。

議提議案第6号三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案は、一般職に属する職員の勤勉手当の支給割合の改正等を考慮し、所要の改正を行うものであります。

なお、施行期日は公布の日とし、令和5年度以降分については令和5年4月1日からとしております。

以上をもちまして提案説明を終わります。

よろしく御審議いただき、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前野和美） 以上で提出者の説明を終わります。

## 議 案 の 上 程

○議長（前野和美） 日程第2、議案第163号を議題といたします。

## 提 案 説 明

○議長（前野和美） 提案者の説明を求めます。一見勝之知事。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） ただいま上程されました補正予算1件の議案について、その概要を説明いたします。

議案第163号の補正予算は、一般職に属する職員の勤勉手当の支給割合の改正等を考慮し、県議会議員の期末手当について296万8000円を増額するもので、歳入については、財政調整基金繰入金でその全額を増額しています。

以上をもちまして提案の説明を終わります。

御審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（前野和美） 以上で提出者の説明を終わります。

## 休 憩

○議長（前野和美） 議案聴取会開催のため、暫時休憩いたします。  
午前10時4分休憩

---

午前10時40分開議

## 開 議

○議長（前野和美） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質 疑

○議長（前野和美） 日程第3、議案第116号から議案第163号まで並びに議提議案第5号及び議提議案第6号を一括議題とし、これに関する質疑を行います。

通告がありますので、発言を許します。20番 山本里香議員。

[20番 山本里香議員登壇・拍手]

○20番（山本里香） こんにちは。日本共産党の山本里香です。

それでは、議案第132号に関する質疑をいたします。

三重県個人情報保護条例は2002年に制定、国の法改正によって度々一部改正がされていたんですけども、今回、現行条例を廃止して、新しく三重県個人情報の保護に関する法律施行条例案が提案されたものです。昨年の国のデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の成立によるものになっています。

法改正のときから様々問題点が指摘されています。それが条例に反映しているというわけですから、その中の幾つかについて伺います。

一つは、現行条例第14条、第15条において規定されていた死者の情報について、新条例では記述がなく外れるわけですが、対象外ということはどうい

うことでしょうか。

二つ目は、個人を識別することができないように、個人情報を加工する匿名加工という処理をして事業者に提供することができるようになってきているということですが、現行条例第2条においては、不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実などを要配慮個人情報としています。その記載がやはりありません。また、本人の同意についてはどうなるのでしょうか。

三つ目として、匿名加工さえすれば企業等に個人情報を提供してよいとする県民のコンセンサスは得られているのでしょうか、という3点について、お伺いしたいと思います。

**○戦略企画部長（安井 晃）** まず、死者に関する情報でございますけれども、個人情報保護の対象ではないものの、特定の個人を識別することができる情報である場合は、適切な管理を行う必要のある情報として取り扱うこととなりますので、改正法の施行後も実質的な取扱いはこれまでと変わらないという認識であります。

具体的に二つのパターンで御説明させていただきます。

一つは、死者に関する情報が同時に遺族などの生存する個人に関する情報でもある場合がございます。例えば、亡くなられた方の相続財産等に関する情報の中に相続人である遺族の氏名の記載があるなど、特定の個人を識別することができる場合がございますが、そうした場合は、その遺族の個人情報として保護の対象となり、死者に関する情報も適切に管理されるということがございます。

もう一つは、遺族などの個人情報にならない死者の情報もございますが、この場合は法の対象外となります。当然条例において記載はございませんので、個人情報ではございませんが、仮に第三者から開示請求がなされた場合に、亡くなられた本人が識別できる情報など個人に関する情報でありましたら、県の情報公開条例に基づきまして、これまでと同様非開示情報となります。原則非開示となる情報でありますので、外部に漏えいすることのないよ

う適切な管理を行う必要のある情報として取り扱うこととなります。

次に、行政機関等匿名加工情報提供制度における要配慮個人情報と本人同意についてお答えいたします。

現行条例では、個人情報の中でも人種や信条、社会的身分など、その取扱いについて特に配慮を要する情報を要配慮個人情報として定めておりまして、個人情報保護法でも、改正後でございますが、同じように定義されております。

この要配慮個人情報についても情報提供制度の対象となりますが、匿名加工情報として、特定の個人が識別できないように、かつ、元の個人情報を復元できないように加工し提供することから、個人が特定されることはございません。また、匿名加工情報の情報提供を受けた事業者は、個人の識別のための行為そのものが法で禁止されております。

このように、個人情報を匿名化して個人を識別することができない情報として提供するというので、本人同意は不要とされております。

最後に、県民のコンセンサスということでございますが、今御説明しました死者に関する情報の取扱いですとか、匿名加工情報提供制度については、条例ではなく法律や国のガイドラインにより基本的な考え方やルールが定められておりまして、県はそれらに基づき制度を運用するということとなります。

今回の条例案につきましては、法改正に伴いまして、開示決定の期限や開示請求に係る手数料などの手続等に関する事項を定めるということでありまして、その部分において現行条例と比べて県民の方の利便性の低下にはつながらない内容となっております。

大切なことは、個人の権利利益が保護されるように、法律や条例に基づいて制度をより適正に運用していくということであると考えておりまして、今後、県として詳細な取扱いの方法を定めるとともに、改正された個人情報保護法も含めまして、新たな取組について県民の皆様丁寧に説明してまいります。



[20番 山本里香議員登壇]

○20番（山本里香） ありがとうございます。

実質的にはこれまでも変わらないし、行政としての運用と申しますか、これに関わる意味合いとか意識は、三重県がしっかりとつくってきたこれまでの条例と同じであると。そして、利便性という意味がちょっと判断が難しいところだけでも、利便性については県民の皆さんにも変わらないということで、法やガイドラインで定められている部分とこの条例とが一体となって、これから進めていくという答弁だったと思います。

それぞれ、本当に気持ちはつながっていると、業務もつながっているということですが、やっぱり条例の中の一文一言と言いますか、それは大変重要なことで、集めた情報が実際、単純にそこだけをいろいろ度外視して考えていくことになったときには、本人が知らない間に個人情報を外部提供する。加工はされます。そして先ほど、配慮のためのもの以上に加工はされて出るんだということだということなんですけれども、目的外使用がなされていくということになるんだらうと、この文言だけを見ると、私は確認するところです。

問題なのは、法改正の目的が何だかということの中で、もちろんより有用にということの中の有用には、業者の皆さんがこの情報をもっと使いやすくするためのものではないのかという話が法改正のときにも出ておりましたので、やっぱりそういう観点で見ると心配は残りますということをご述べておきます。

セキュリティの不安も大きくありますので、個人情報を守るという点で、現行の今までの条例に問題があるからより守ろうというような流れではなくて、出していくためにどうしようかというような、そのために歯止めをかける匿名加工であるということだと認識をして、個人情報やプライバシーの確保を現状より大きく後退させるものではないのかなということをご述べて、次へ進みたいと思います。

次に、議案第136号、三重県立自然公園条例の一部改正について伺います。

三重県には五つの県立自然公園があります。そして、その二つについては特別地域というのを指定しています。自然公園は、美しい山や海などの優れた自然の風景を守って、それらの自然を誰もが楽しむことができるように、国や県によって指定して一定の行為を規制しています。

ここで大切なのは、誰もが親しむことができるようにということだと私は解釈しています。そのため、建物や鉄塔などを建てる時には事前に許可申請や届出が必要で、なかなかそれが難しく時間がかかるものだったと聞いています。

改正案では、公園内で宿泊施設などの営業を行う事業者が中心となり、一緒になりと言っていますが、自治体と協議会をつくる制度が新設されるとこの間の説明会でお伺いしました。

ここで心配なのは、協議会が利用拠点整備改善計画または自然体験活動促進計画を策定して認定を受ければ、これまで幾つも必要だった認可などが不要になるということで、ワンストップで早く事が進むということがこの肝といますか、開発についてはバランスを持った開発であれば必要な部分もあると私は思っていますけれども、そういうことで、ワンストップで早く事が進むと伺っています。

貴重な自然を保護し、管理することを目的として自然公園の指定がなされていると思っていますが、加えて、自然に親しむことも大切なので、様々な計画ということが真に親しむことができ、保護することとのバランスがとても大切だということは皆さん御承知のとおりだと思いますが、今回のこの改正で自然公園内で、例えば宿泊施設等の営業を行いたい事業者が中心となって県と共に協議会をつくるということだけど、参入ありき、計画ありきでこの業者が協議会と一体になって、協議会ということのお墨つきができるというわけになるのではないかなと。協議会の事業計画が優先されて自然保護がおろそかになるのではないのかと心配しています。

協議会の構成も事業を実施する企業などの事業者と県、自治体だけではなくて、地域の環境保護団体や有識者や地域住民などの参加が必要かなとも思

いますけれども、いかがでしょうか。

○農林水産部長（更屋英洋） 今回の三重県立自然公園条例の一部改正につきましては、国の自然公園法の一部改正を踏まえ、優れた自然の風景地であり、地域の重要な資源である県立自然公園において、魅力的な自然体験アクティビティーの開発・提供や滞在環境の整備を通じて、旅行者の長期滞在につながられるよう、新たな制度を創設し、条例の事務手続の簡素化を図るものです。

今回の改正では、地域の魅力を生かした自然体験活動を促進する自然体験活動促進計画制度と、魅力的な滞在環境の整備を促進する利用拠点整備改善計画制度を新たに創設することとしております。

いずれの制度も市町が主体となり、そこに事業者や土地・施設の所有者などが参加した協議会が計画を策定し、その計画を県が認定することになります。

協議会が策定する計画の認定に当たり、県では、景観の保護や公園の利用促進を定めた県の公園計画を踏まえているか、優れた自然の風景地の保護に支障を及ぼすおそれがないか、計画区域内の宿舎や休憩施設など利用拠点の質の向上に寄与するものかなどの基準に即して慎重に審査することとしており、地域が有する自然の適正な保護を図りながら、長期滞在が可能な魅力ある県立自然公園の実現に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えています。

〔20番 山本里香議員登壇〕

○20番（山本里香） 先ほど、親しまれる公園であったり、自然環境の保護ももちろんバランスを取ってということの様々な規定といたしますか、目的、目標などを御紹介いただきました。

さきにも申したとおり、この自然公園、開発をもしされるとならば、それは、公共性、公平性があることということが大変重要になってくると思います。先ほど強調いたしました、自然を誰もが親しむことができるようにということです。

国立公園など、六甲山や摩耶山や、また、三重県でも伊勢志摩国立公園などで、これそのものではないですけれども、先行した形で事業が進んできたところがあって、どうもその中には、一部の富裕層しか使えないような施設・設備の開発が行われているというようなことも見受けられ、それが協会の中で、そういった事業者が中心となって行政と一緒に進んで行われることで、先にそこの事業者の開発ありきのそういったものが進んでいるのではないかということが、三重県の自然公園にも波及していくのではないかと大変心配しておりますので、その危惧を述べて終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（前野和美） 以上で、議案第116号から議案第163号まで並びに議提議案第5号及び議提議案第6号に関する質疑を終了いたします。

## 議 案 付 託

○議長（前野和美） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第116号から議案第163号まで並びに議提議案第5号及び議提議案第6号は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会及び議会運営委員会に付託したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前野和美） 御異議なしと認めます。よって、本件は、それぞれ所管の常任委員会及び議会運営委員会に付託することに決定いたしました。

### 議 案 付 託 表

総務地域連携デジタル社会推進常任委員会

| 議案番号 | 件 名   |
|------|---|
| 152  | 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託を廃止するための協議について |

環境生活農林水産常任委員会

| 議案番号 | 件名   |
|------|--|
| 134  | 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案                                 |
| 136  | 三重県立自然公園条例の一部を改正する条例案  |
| 137  | 地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金及び当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例案 |
| 142  | 工事請負契約の変更について（桑名市源十郎新田事案後期対策工事）                              |

医療保健子ども福祉病院常任委員会

| 議案番号 | 件名        |
|------|-----------|
| 144  | 財産の取得について |

防災県土整備企業常任委員会

| 議案番号 | 件名   |
|------|--|
| 140  | 工事請負契約について（主要地方道桑名大安線（桑部橋）道路改良（橋梁上部工）工事）           |
| 143  | 工事請負契約の変更について（一般国道167号（磯部BP）道路改良（恵利原五知トンネル（仮称））工事） |
| 145  | 一級河川の指定の変更に対する意見について                               |
| 146  | 損害賠償の額の決定及び和解について                                  |
| 147  | 北勢中央公園の指定管理者の指定について                                |
| 148  | 亀山サンシャインパークの指定管理者の指定について                           |
| 149  | 大仏山公園の指定管理者の指定について                                 |
| 150  | 熊野灘臨海公園の指定管理者の指定について                               |

教育警察常任委員会

| 議案番号 | 件名                          |
|------|-----------------------------|
| 141  | 工事請負契約について（特別支援学校統合寄宿舎建築工事） |
| 151  | 三重県立熊野少年自然の家の指定管理者の指定について   |

予算決算常任委員会

| 議案番号 | 件名                                       |
|------|--|
| 116  | 令和4年度三重県一般会計補正予算（第5号）                    |
| 117  | 令和4年度三重県県債管理特別会計補正予算（第1号）                |
| 118  | 令和4年度三重県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）            |
| 119  | 令和4年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号） |
| 120  | 令和4年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第1号）    |
| 121  | 令和4年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算（第1号）        |
| 122  | 令和4年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）            |
| 123  | 令和4年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）          |
| 124  | 令和4年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）        |
| 125  | 令和4年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第1号）     |
| 126  | 令和4年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）              |
| 127  | 令和4年度三重県水道事業会計補正予算（第1号）                  |

|       |                                       |
|-------|---------------------------------------|
| 1 2 8 | 令和4年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第1号）            |
| 1 2 9 | 令和4年度三重県電気事業会計補正予算（第1号）               |
| 1 3 0 | 令和4年度三重県病院事業会計補正予算（第1号）               |
| 1 3 1 | 令和4年度三重県流域下水道事業会計補正予算（第1号）            |
| 1 3 2 | 三重県個人情報の保護に関する法律施行条例案                 |
| 1 3 3 | 三重県情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例案        |
| 1 3 5 | 三重県手数料条例の一部を改正する条例案                   |
| 1 3 8 | 当せん金付証券の発売について                        |
| 1 3 9 | 土木関係建設事業に対する市町の負担について                 |
| 1 5 3 | 令和4年度三重県一般会計補正予算（第6号）                 |
| 1 5 4 | 令和4年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第2号） |
| 1 5 5 | 令和4年度三重県水道事業会計補正予算（第2号）               |
| 1 5 6 | 令和4年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第2号）            |
| 1 5 7 | 令和4年度三重県電気事業会計補正予算（第2号）               |
| 1 5 8 | 令和4年度三重県病院事業会計補正予算（第2号）               |
| 1 5 9 | 令和4年度三重県流域下水道事業会計補正予算（第2号）            |
| 1 6 0 | 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案      |
| 1 6 1 | 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案               |
| 1 6 2 | 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案            |

|     |  |
|-----|--|
| 163 | 令和4年度三重県一般会計補正予算（第7号）                    |
| 議提6 | 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案 |

議会運営委員会

| 議案番号 | 件名                            |
|------|-------------------------------|
| 議提5  | 三重県議会議員の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例案 |

○議長（前野和美） これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（前野和美） お諮りいたします。明26日から28日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前野和美） 御異議なしと認め、明26日から28日までは休会とすることに決定いたしました。

11月29日は定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

○議長（前野和美） 本日はこれをもって散会いたします。

午前10時57分散会